

令和8年8月千葉豪雨に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金
(介護事業所・施設等復旧支援事業分)の取扱いに関する Q&A

【対象経費の取扱い】

Q1 浸水等により、使用不能となった送迎・訪問車両や、施設内に保管していた備蓄物資等（おむつや衛生用品を含む。）が使用困難になった場合の再購入に要する経費や床の消毒・泥のかき出しに要した経費は対象になるか。

A1 いずれも対象になる。

なお、車両については、再購入経費から車両保険で受け取る保険金の額を減じた額が対象となる。また、修繕費についても対象となる。